

(事例42) 56歳男性、事務、アルコール性脳症のため就業禁止

類型	症候	疾患
2、4	2. 記銘力低下	15. アルコール性コルサコフーウェルニッケ脳症

きっかけ	<input type="checkbox"/> 健康診断の有所見	<input checked="" type="checkbox"/> その他の機会
1. 対象者のプロフィール 1) 年齢、既往歴 56歳、男性 2) 業種、作業内容 事務作業		
2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など アルコール性コルサコフーウェルニッケ脳症		
3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など 就業禁止		
4. 事例の詳細(背景、経緯、特に考慮した事情など) アルコール依存で保健指導中であったが、ウェルニッケ脳症を発症。通常の事務作業、ファイル管理、記銘力の低下などが出現したため、業務提供能力が困難と判断し、就業不可とした。		
5. 就業制限・配慮の主な目的(複数回答可) ②企業リスクが予見されたため(交通事故、公衆災害の発生など) ④職場や企業への注意を促すため(例: 過重労働職場に対し、残業を一定時間以下に制限するなど)		
6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、阻害要因、問題点などあれば教えて下さい		